

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 器具備品の耐用年数

Q : 当社では、従来から器具備品の耐用年数については、耐用年数表別表第一の「器具及び備品」の「12」欄を適用しています。

ところで、先日テレビを購入したのですが、このテレビの耐用年数についても必ず「12」欄を適用しないとイケないのでしょうか。

A : 「1」欄のテレビジョンの耐用年数を適用することも認められます。

【解説】

器具及び備品の耐用年数は、その用途等による区分のほか、器具備品の償却計算の簡素化のため「12 前掲する資産のうち当該資産について定められている前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの」という区分も定められています。

この耐用年数の選択は、「1」欄から「11」欄までに掲げる品目のうち、そのいずれか一つについてその区分に特掲されている耐用年数を選択し、その他のものについては一括して「12」欄の耐用年数を選択する、いわゆるつまみぐいが認められています。

したがって、ご質問のテレビについて、「1 家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品」に特掲されているテレビジョンの5年の耐用年数で償却限度額の計算をすることもできます。

ただし、例えば10台あるテレビのうち7台は「1」欄で、残りの3台は「12」欄というように、同じ細目に属する資産について、「12」欄とその他の欄を使いわけることはできません。

